高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第二条第四号の主務省令で定める施設又は設備） **第一条**　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号の主務省令で定める施設又は設備は、次のとおりとする。 一　次に掲げる便所又は便房であって、移動等円滑化の措置がとられたもの イ　車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便所又は便房 ロ　高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所又は便房 二　次に掲げる駐車施設又は停車施設であって、移動等円滑化の措置がとられたもの イ　車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設 ロ　車椅子使用者が円滑に利用することができる停車施設 三　次に掲げるエレベーター イ　移動等円滑化された経路（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第四条第一項に規定する移動等円滑化された経路をいう。以下同じ。）又は乗継ぎ経路（同条第十一項に規定する乗継ぎ経路をいう。）を構成するエレベーター ロ　旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（公共交通移動等円滑化基準省令第四条第三項前段の規定が適用される場合に限る。） 四　次に掲げる車椅子スペース（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第五号に規定する車椅子スペースをいう。以下この号において同じ。） イ　鉄道車両（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十一号に規定する鉄道車両をいう。以下同じ。）又は軌道車両（同項第十二号に規定する軌道車両をいう。以下同じ。）の客室に設けられた車椅子スペース ロ　乗合バス車両（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十三号に規定する乗合バス車両をいう。以下同じ。）又は貸切バス車両（同項第十三号の二に規定する貸切バス車両をいう。以下同じ。）に設けられた車椅子スペース ハ　船舶（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十五号に規定する船舶をいう。以下同じ。）に設けられた車椅子スペース 五　次に掲げる優先席（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第五号の二に規定する優先席をいう。以下この号において同じ。）又は基準適合客席（公共交通移動等円滑化基準省令第五十一条第一項に規定する基準適合客席をいう。ニにおいて同じ。） イ　旅客施設の高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備に設けられた優先席 ロ　鉄道車両又は軌道車両の客室に設けられた優先席 ハ　乗合バス車両に設けられた優先席 ニ　船舶に設けられた基準適合客席	（新設）